

富山市シティプロモーション認定事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市シティプロモーション認定事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

(補助金の交付)

第2条 市長は、富山市のイメージや認知度を高めることが見込める事業（以下「シティプロモーション事業」という。）であって、以下の要件を満たす事業をシティプロモーション事業として認定し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、市又は市から出資や補助金を受けている団体から財政的支援を受ける又は受ける見込みである事業を除く。

- (1) 法令等に違反していないこと。
- (2) 公序良俗に反していないこと。
- (3) 企業又は団体等が実施する事業であること。

(対象事業及び対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる事業の内容、経費並びにこれに対する補助率及び限度額は、別表に定めるところによる。また、同一事業者に対する単年度の補助金の限度額は10万円とする。

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書（様式第1号）に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 規則第5条第3項に規定する通知は、富山市シティプロモーション認定事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により行う。

(事業計画の変更等の承認申請)

第6条 規則第11条第1項の規定により事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、富山市シティプロモーション認定事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により申請しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書（様式第6号）に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第8条 規則第13条に規定する通知は、富山市シティプロモーション認定事業補助金額確定通知書（様式第9号）により行う。

(細則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第3条関係）

事業名	事業の内容	対象経費	補助率及び限度額
イベント等出展事業	県外での本市の認知度の向上及びイメージの定着を図ることを目的として、三大都市圏等で開催されるイベント（行事及び催事）の主催若しくはイベントへ出展する事業又は三大都市圏等に常設される展示場へ出展する事業で、富山市の施策又は地域資源を出展の題材とするもの。	1 旅費 2 小間料 3 装飾費 4 運搬費 5 事務費	補助率は対象経費の1/2とし、1事業当たりの補助金の限度額は10万円とする。ただし、初回申請の事業実施者に限り、補助率は対象経費の2/3とする。
包装紙等「富山」表記事業	県外での本市の認知度の向上及びイメージの定着を図ることを目的として、主に県外向けの商品の包装紙等に新規に富山市のキャッチフレーズ等を表記するもの。	1 装飾費 2 事務費 3 広告料 4 原材料費 5 印刷製本費	
県外への情報発信事業	県外での本市の認知度の向上及びイメージの定着を図ることを目的として、富山をPRする内容の小冊子の作成、情報誌への新規の掲載等、情報発信に資するもの。	1 事務費 2 広告料 3 印刷製本費	
シビックプライド向上事業	(1)「AMAZING TOYAMA」等表記事業 市民のシビックプライドの向上を通じ、本市の認知度の向上及びイメージの定着を図ることを目的として、店舗のショーウィンドウ等に「AMAZING TOYAMA」等を表記するもの。	1 施工費等 その他、当該事業に必要と認められる経費	
	(2) イベント等開催事業 まちへの愛着を育むことや、まちに関わるという当事者意識を高めることを目的として、市民等を対象にイベント等を開催するとともに、SNS等を活用してイベント情報の発信するもの。	1 会場使用料 2 事務費 3 講師謝礼 4 広告料 5 保険料 6 印刷製本費 その他、当該イベント開催に必要なと認められる経費	